

介護老人保健施設野比苑

野比苑指定(介護予防)訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 施設の概要(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 野比苑訪問リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 神奈川県横須賀市野比1丁目41番地1号
(介護老人保健施設 野比苑内)
- (3) 連絡先 電話 046-839-2525 (代表)
FAX 046-839-2011
- (4) 管理者名 医師 山岡 明治
- (5) 介護保険指定番号 (介護予防)訪問リハビリテーション事業
(1451980069号)

2. 事業の目的と運営方針

目的

医療法人社団謙仁会が野比苑指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士及び作業療法士または言語聴覚士(以下「理学療法士等という」)は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを行うことを目的とする。

方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るとともに、介護者に対し適切な指導、助言をする。
- (3) 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行うものとする。
- (4) 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市区町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 職員の職種および定数および職務内容

訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

管理者 1名（常勤 1名）

理学療法士 4名（常勤 3名 非常勤 1名）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

4. 営業日・営業時間

- (1) 営業日 日曜日を除く毎日（祝日は営業）。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 上記営業日・営業時間と同じ

5. サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

- ・全体窓口（連絡先）（電話） : 046 - 839 - 2525
- ・担当者 : リハビリ部 訪問リハビリ科 主任 毛利智恵
- ・連絡時間 : 月～土 午前 9:00～午後 4:30

- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

(3) キャンセル料

サービス利用日の前々日までにご連絡の場合は、無料です。

サービス利用日の前日にご連絡の場合は、利用者負担金の50%をお支払いいただきます。

サービス利用日当日にご連絡の場合は、利用者負担金の100%をお支払いいただきます。

6. 料金表

資料1参照

7. 通常の事業の実施地域

横須賀市、三浦市とする。

8. 緊急時における対応方法

理学療法士等は、現に訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行っているときに利用者に病状の急変等生じた場合には、速やかに主治医に連絡をする等必要な措置を講じるものとする。

9. 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (5) その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

10. 苦情処理・相談窓口の体制

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

リハビリ部 訪問リハビリ科 主任 毛利智恵

電話番号 046-839-2525 FAX 046-839-2011

対応時間 午前9時～16時30分

公共機関においても、相談・苦情申出等ができます。

- | | | |
|---------------------|-------|-----------------------------------|
| ・横須賀市福祉こども部介護保険課給付係 | 所在地 | 横須賀市小川町11番地 |
| | 電話番号 | 046-822-8253 |
| | FAX番号 | 046-827-8845 |
| | 受付時間 | 月曜日～金曜日（祝日を除く）
8時30分から17時15分 |
| ・神奈川県国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 横浜市西区楠町27-1 |
| | 電話番号 | 045-329-3447 |
| | 受付時間 | 月曜日～金曜日（祝日を除く）
8時30分から17時15分まで |

※横須賀市以外の方は、当該市区町村の介護保険担当窓口へ

11. サービスにあたっての留意事項

- (1) サービスの利用にあたっては、利用者申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- (2) 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- (3) 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーション等の提供の実施を拒んではならない。
- (4) 災害やその他のやむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供を変更しない。
- (5) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。
- (6) 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必

要な措置を講じるものとする。

- (7) 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

12. その他運営に関する留意事項

- (1) 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団謙仁会介護老人保健施設野比苑が定めるものとする。

13. 利用料、その他費用の請求及び支払方法について

(1) 利用料・その他の費用の請求

- ①利用料・その他費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ②請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日すぎに利用者にお届けいたします。

(2) 利用料、その他の費用の支払い

- ①毎月月末に締め、翌月の10日頃迄に前月分の請求書を作成し、案内とともに郵送するものとし、利用者・身元引受人は、連帯してその月の27日を目途に行われる、利用者指定の口座からの自動引き落としにて支払うものとします。お支払いの確認をしましたら、領収書を発行します。

14. 個人情報保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

サービス提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、あらかじめ利用者から文書で同意を得ない限り、リハビリテーション会議やサービス担当者会議において利用者または家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。

(運営についての留意事項)

- (1) 野比苑指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、社会使命を十分認識し、従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、常に業務体制の整備に努力する。
- (2) 運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

15. 当法人の概要

法人の名称	医療法人社団 謙仁会
代表者名	理事長 相原 正弘
所在地・電話	横須賀市野比 1-4-1-1 電話番号 046-839-2525
業務の概要	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護サービス、介護予防通所リハビリテーションサービス、介護予防訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所の運営

[説明確認欄]

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明しました。

事業者 介護老人保健施設 野比苑

説明者 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明、交付を受け、内容に同意しました。

住 所

利用者氏名 _____

住 所

家族氏名 _____

利用者本人の意思確認のうえ、 _____ の理由により

本人自署不能なため、署名代行者 _____ 印により本人欄記入。